

## 福山市一般介護予防事業（健康教室）に関するプロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

福山市一般介護予防事業（健康教室）（以下「事業」という。）は、地域の互助を活かし高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、介護予防に資する体操等を実施する中で高齢者の自主性を育て、可能な限り住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるよう推進することを目的とする。

### 2 業務概要

(1) 業務名：福山市一般介護予防事業（健康教室）

(2) 業務場所：福山市交流館等市が指定する場所

(3) 業務内容：「福山市一般介護予防事業（健康教室）実施要綱」及び「2026年度（令和8年度）福山市一般介護予防事業（健康教室）仕様書」による

(4) 業務履行期間：契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

### 3 委託費

委託費（予算上限）は次のとおりとする。

(1) 運動教室の委託料は、1回あたり22,000円（消費税及び地方消費税相当額の税率100分の10を含む）とし、委託料の支払いは実施報告書兼完了通知書に基づき1月ごとの実績払いとする。

(2) 口腔教室の委託料は、1回あたり18,000円（消費税及び地方消費税相当額の税率100分の10を含む）とし、委託料の支払いは実施報告書兼完了通知書に基づき1月ごとの実績払いとする。

ただし、事業実施にあたり言語聴覚士又は歯科衛生士の資格を有する者が2名以上従事した場合に限り、その時の委託料の額は1回あたり22,000円（消費税及び地方消費税相当額の税率100分の10を含む）とする。

(3) 栄養教室の委託料は、1回あたり18,000円（消費税及び地方消費税相当額の税率100分の10を含む）とし、委託料の支払いは実施報告書兼完了通知書に基づき1月ごとの実績払いとする。

ただし、事業実施にあたり管理栄養士の資格を有する者が2名以上従事した場合に限り、その時の委託料の額は1回あたり22,000円（消費税及び地方消費税相当額の税率100分の10を含む）とする。

(4) (1)の委託料について、走島町において事業を行った場合は別に1回の往復につき4,920円を加算するものとする

(5) 追加プログラムの委託料は、1回あたり30,000円（消費税及び地方消費税相当額の税率100分の10を含む）とし、委託料の支払いは実施報告書兼完了通知書に基づき1月ごとの実績払いとする。

(6) 事業の開催の予定を記載したチラシを作成した場合は、チラシ等作成報告書兼完了通知書に基づき1枚につき実費相当分を計上し、年度末に1年分を支払うものとする。ただし、チラシ代の加算は、会場の申告を勘案して市が認めた必要部数を上限とする。なお、各会場の必要部数の案はスケジュール表へ記載しているが、現在各会場へ確認中のため確定後ホームページ上へ掲載することとする。

(7) 事業実施にあたり参加者へ問診票を配布した場合は、チラシ等作成報告書兼完了通知書に基づき1枚につき実費相当分を計上し、年度末に1年分を支払うものとする。ただし、問診票代の加算は、実施報告書兼完了通知書に基づく参加者人数の実績数を上限とする。

(8) 追加プログラムには、(6)の加算は適用しない。ただし、(4)(7)の加算は適用する。

#### 4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

#### 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(6) 本市に事業所等を有する者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号に規定しない者であること。

#### 6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話：(084) 928-1189、FAX：(084) 928-7811

Eメール：koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2026 年（令和 8 年）3 月 5 日（木）
実施要領（募集要項）等の配付期間	公告の日から 2026 年（令和 8 年）3 月 23 日（月）まで
質問書受付期間	公告の日から 2026 年（令和 8 年）3 月 13 日（金）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026 年（令和 8 年）3 月 17 日（火）までに市ホームページに掲載
応募申請書類の受付期間	広告の日から 2026 年（令和 8 年）3 月 23 日（月）午後 5 時までに必着
評価結果・選定結果通知	2026 年（令和 8 年）4 月 8 日（水）

(3) 実施要領（募集要項）等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

公告の日から 2026 年（令和 8 年）3 月 23 日（月）まで

イ 配付場所

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

※ 福山市ホームページからもダウンロードできます。

7 応募申請書類の作成等

(1) 受付期間 公告の日から 2026 年（令和 8 年）3 月 23 日（月）午後 5 時まで、郵送の場合は 3 月 23 日（月）午後 5 時必着

(2) 提出場所 6 (1) の担当課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日）を定める条例（平成元年条例第 29 号）第 1 条に規定する市の休日）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～サの書類を作成し、イ 応募企画書（様式 2 号）は、正本 1 部、副本 5 部を、その他の書類は各 1 部を提出してください。

（ウ、エ、オ及びカについては、提出日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 2026 年（令和 8 年）福山市一般介護予防事業（健康教室）応募申請書（様式 1 号）

イ 2026 年（令和 8 年）福山市一般介護予防事業（健康教室）応募企画書（様式 2 号）

ウ 登記事項証明書（商業・法人登記）（写し可）又は介護保険事業所指定通知書（写し可）

エ 印鑑証明書（写し可）

オ 市税の完納証明書（写し可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。）

カ 納税証明書（写し可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 未納の税額がないこと用））

キ 従事する職員の資格証明証（写し可）

ク 使用印鑑届（様式 3）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

ケ 委任状（様式 4）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提

出すること。)

コ 誓約書(様式5)

サ 見積書

## 8 企画提案書の評価及び評価基準

7で提出された企画提案書をもとに福山市一般介護予防事業(健康教室)事業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)で評価を行う。

### (1) 評価基準・評価項目 別紙のとおり

福山市一般介護予防事業(健康教室)評価基準及び採点表に定めるところによる。

なお、最低採択の合計点数は60点とする。また、評価の合計点が同点になった場合は、抽選のうえ選定する。

### (2) 受託エリアの特定

同一エリアに複数応募があった場合は、評価委員会における評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

### (3) 受託候補者の特定

評価委員会における、受託エリア毎に評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

### (4) 評価結果・選定結果の通知

2026年(令和8年)4月8日(水)(予定)

企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知します。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

### (5) 評価結果の公表 評価結果については契約締結後に福山市ホームページに公表します。

### (6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して30日以内に書面(様式は任意)により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

(ア) 6(1)の担当課に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

### (7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候

補者としての適否を審査します。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより受注候補者を決定します。

## 9 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。

また、契約締結後、受託事業者は速やかな事業開始となるよう着手することとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が7(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。

(3) 本件は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額又は否決があった場合は、公募について実施の効力を失う場合があります。

## 10 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領（募集要項）の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

## 11 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 応募申請書類の作成及び提出等に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類等は返却しないものとし、審査等に必要範囲において複製をすることがあるものとする。
- (4) 応募を取り下げの場合は、辞退届（任意様式）を提出することとする。この場合においても、受理した応募書類は返却しないこととする。
- (5) 事業の委託契約締結後であっても、本公告に定める応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際の業務内容に重大な乖離があった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行われていない場合には委託契約を解除することとする。
- (6) 今後の社会情勢や財政状況の変化、その他の不可抗力により、事業計画の変更又は中止する場合があります、この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 提出者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (8) 受付期間以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (10) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情

報公開請求の対象となる。

- (11)参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
  - (12) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
  - (13) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
  - (14) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとす
- る。